

公益社団法人 全国シルバー人材センター事業協会会費規程

昭和57年7月1日

規程第1号

改 昭和61年6月20日

正

平成元年8月8日

平成5年6月10日

平成6年6月10日

平成8年10月1日

平成22年6月22日

平成23年6月21日

平成24年4月1日

令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「協会」という。）定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額等)

第2条 会員が一会計年度に納入すべき会費の額等は、別表に定めるところによる。ただし、シルバー人材センター連合（以下「連合」という。）の会員の会費については連合の会費として納入することができる。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年1回6月末までに納入するものとする。ただし、会費を6月と12月に分割納入することができる。

2 会員が、年度途中で加入した場合には、加入後2か月以内に会費を納入するものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、会費に関して必要な事項は、理事会で定める。

附 則

- 1 昭和57年度において、全国高齢者事業団・シルバー人材センター等連絡協議会に納入した会費は、協議会の昭和57年度会費の内払いとみなす。
- 2 昭和57年度は、第3条第1項の規定にかかわらず納期を8月末とする。
- 3 この規程は、協議会設立許可のあった日から施行する。

附 則

- 1 この改正会費規程は、昭和61年6月20日より施行し、第2条第1項の別表に定める額は、昭和61年度の会計年度から適用する。
- 2 昭和61年度において、社団法人全国シルバー人材センター協議会に納入した会費は、協会の昭和61年度会費の内払いとみなす。
- 3 昭和61年度は、第3条第1項の規定にかかわらず納期を8月末までとする。

附 則

この改正会費規程は、平成元年8月8日より施行し、第2条第1項の別表注3の表に定める額は、平成元年度の会計年度から適用する。

附 則

この改正会費規程は、平成5年6月10日より施行し、第2条第1項の別表注3の表に定める額は、平成5年度の会計年度から適用する。

附 則

この改正会費規程は、平成6年6月10日より施行し、第2条第1項の別表注1及び別表注3の表に定める額は、平成6年度の会計年度から適用する。

附 則

- 1 この改正会費規程は、平成8年10月1日より施行する。
- 2 平成8年度において、社団法人全国シルバー人材センター事業協会に納入した会費は、協会の平成8年度の会費の内払いとみなす。
- 3 連合の指定が行われていない都道府県内の会員の会費の額は、従前の規程を適用する。

附 則

この改正会費規程は、平成22年6月より施行し、第2条第1項の別表注1及び別表注3の表に定める額は、平成22年度の会計年度から適用する。

附 則

この改正会費規程は、平成23年6月より施行し、第2条第1項の別表注1及び別表注3の表に定める額は、平成23年度の会計年度から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

種別	区 分		会費額 (円)	備 考	
正会員	シルバー人材センター連合本部		連合内の協会正会員数15団体以上	105,000	左の額
			連合内の協会正会員数14団体以下	75,000	
	シルバー人材センター	国庫補助対象団体	Aランク	150,000	
			Bランク	110,000	
			Cランク及び新規	60,000	
	国庫補助対象外団体	市の地域団体	50,000		
町・村の地域団体		20,000			
賛助会員	都道府県		自県内に設置される協会正会員である国庫補助対象団体数×50,000		
	市・特別区		50,000	補助対象となっている支部を有する場合には、当該支部数×左の額以上を加算する	
	町・村		30,000		
	その他	法人		50,000以上	
		団体		20,000以上	
		個人		10,000以上	

- (注) 1 シルバー人材センター連合本部の会費額算定のための団体数は次の団体の合計数とする。
- (1) シルバー人材センター連合本部
 - (2) 連合内の協会正会員である団体
- 2 正会員中ABCのランクは、毎年度国が定める国庫補助ランクと同じとする。
- 3 正会員が年度途中で加入した場合の会費額は、次のとおりとする。
- (1) 国庫補助対象団体
 - ア 国庫補助対象開始月が当該年度の9月以前 ……全額
 - イ 国庫補助対象開始月が該年度の10月以後 ……1/2の額
 - (2) 国庫補助対象外団体
 - ア 加入した時期が当該年度の9月以前 ……全額
 - イ 加入した時期が当該年度の10月以後 ……1/2の額
- 4 正会員は、市町村（特別区を含む。）の賛助会員の会費を合わせて納入することができる。
- 5 広域設置シルバー人材センター又は連合加入団体を管轄する市町村の賛助会員にあっては、次のとおりの会費額とする。
- (1) 代表となる市（町） ……50,000円
 - (2) 上記以外の市 ……20,000円
 - (3) 上記以外の町村 ……10,000円